

令和8年度「長崎市快適住まいづくり支援費補助金」

令和8年度は、昨年までの、屋根や外壁の遮熱・断熱塗装、高断熱浴槽等による**省エネ化**、住宅内外の段差解消等による**バリアフリー化**、居室の間取り変更等の**居住性向上**に加え、防災瓦や外壁シーリング等による**耐久性向上**及び、ピッキング対策の錠のついた玄関サッシやガラスの取替等による**防犯性向上**による住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成します。

1. 補助制度の概要について

【補助対象の主な条件】

ア 対象申請者

■ 以下の①から④のいずれかに該当する者

- ① 住宅の所有者で、その住宅に居住又は居住を予定している
- ② 住宅の所有者となる予定で、その住宅に居住を予定している
- ③ 住宅の所有者が死亡し未相続の場合、その住宅に居住又は居住を予定している2親等以内の親族
- ④ 住宅の所有者が何らかの事情で申請が困難な場合、改修工事の委任を受けたその住宅に居住している（予定を含む）2親等以内の親族

※居住予定の方は、完了実績報告書を提出する時までに居住することが条件

■ 市税の滞納がない者

イ 対象住宅

■ 申請者が居住又は居住を予定する長崎市内の住宅

※ 分譲マンション等も対象となりますが、専有部分のみ対象

※ 店舗や事務所及び賃貸住宅との併用住宅は、居住部分の改修のみ対象

※ 過去10年度の間長崎市のリフォーム補助を受けた住宅については対象外

ウ 対象工事

■ 市内に本社がある法人（支社・営業所等のみは不可）、又は市内に住所がある個人に発注する工事

■ 補助対象経費が税抜きで20万円以上の工事

※ 対象とならない工事もありますので、詳しくは、「補助対象となるリフォーム工事一覧（例）」を確認し、不明な場合は住宅政策室へお問い合わせください。

■ 補助金の交付決定日から90日以内に着手する工事

※ 補助金の交付決定日より前に着手した工事は対象になりません

■ 令和9年3月10日までに工事完了し代金の支払いを終えて、完了実績報告書を提出出来る工事

【補助金額等】

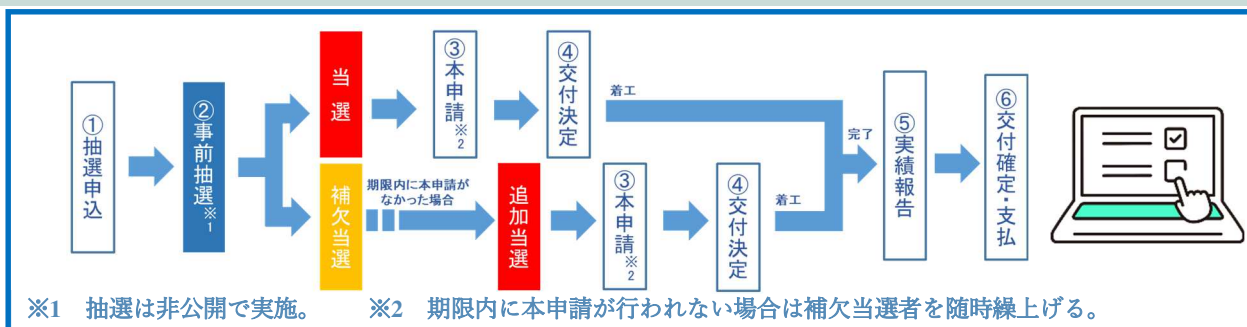
■ 補助対象経費の20%に相当する額。**上限額は10万円。**

※ 空き家（補助申請の日の1年以上前から引き続き居住していないもので耐震性能を有する一戸建て住宅をいう。）を改修する場合は**上限額が20万円**になります。



2.申請について

(1) 申請フロー



	手続きを行う者	申請・周知方法	備考
①抽選申込	申請者(または代理人)	長崎市 電子申請サービス	お持ちのスマホまたはパソコンにて申請してください。
②抽選(結果)	長崎市	長崎市ホームページ およびメール	掲載および通知します。
③本申請	申請者(または代理人)	書類申請	住宅政策室窓口へ提出してください。
④交付決定	長崎市	通知文郵送	
⑤実績報告	申請者(または代理人)	書類申請	住宅政策室窓口へ提出してください。
⑥交付決定・支払	長崎市	-	お振込みが確認でき次第完了となります。

(2) 実施スケジュールおよび予算 ※スケジュールは変更となる場合があります

ア 第1期受付(予算:6,180万円)

事前抽選申込期間: 令和8年 4月 1日(水) から 4月 19日(日) まで

抽選結果発表: 令和8年 4月 23日(木) 予定

本申請受付期間: 抽選結果通知日から 7月 31日(金) まで

イ 第2期受付(予算:4,120万円)

事前抽選申込期間: 令和8年 8月 3日(月) から 8月 16日(日) まで

抽選結果発表: 令和8年 8月 27日(木) 予定

本申請受付期間: 抽選結果通知日から 令和9年 1月 29日(金) まで

※ 補欠当選者繰上げについては、適宜該当者へ連絡いたします。

※ スケジュールの変更があった場合はその都度、長崎市ホームページへ掲載いたします。

※ 抽選後、予算に余りがある場合は、追加受付を行います。

(3) 完了実績報告書の提出期限

工事完了後、すみやかに提出してください。提出期限は、次の①②のいずれか早い日です。

①工事完了日又は工事代金の支払い日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日

②令和9年3月10日(水)

※提出期限までに提出が無い場合、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

(4) 必要書類

「補助金交付申請の際に必要な書類」を参照ください。

なお、書類様式は、住宅政策室、各地域センター、長崎市のホームページで入手できますが、申請受付は住宅政策室窓口でしか行えません。

ホームページはこちら



【問い合わせ】

長崎市住宅政策室 ☎095-829-1189